

## 電子的な証明書に係る有効性の確認に対する 適切な措置のお願い

2018年4月1日

一般財団法人 建設業振興基金

日頃より、CI-NET を利用した電子商取引をご活用いただき、誠にありがとうございます。

CI-NET による電子データ交換を実施する場合、建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドラインに準拠する必要があります。3.(3)には、保管されている電磁的記録が改ざんされていないことを自ら証明できるシステムを整備しておく必要があるとされています(別紙 1 参照)。

CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説、4.3.2 電磁的記録等の保存、(2)改ざんされていないことの証明」では、電子的な証明書の改ざん有無の確認や電子的な証明書の有効性の確認等が推奨されています(別紙 2 参照)。

つきましては、CI-NET LiteS 実装規約によりシステムを構築されているユーザーおよびベンダーの皆様におかれましては、電磁的記録等に利用される電子的な証明書に対して、下記の(1)に加え(2)の適切な措置を実施いただけますようお願い致します。

今後とも CI-NET の利便性向上、普及拡大に向け活動してまいりますので、引き続きますますのご支援をよろしくお願いいたします。

### 記

電子的な証明書に係る有効性の確認に対する適切な措置

- (1) 送信者の電子的な証明書を認証している認証機関の公開鍵を用い、送信者の電子的な証明書の改ざん有無を確認
- (2) 失効情報<sup>1</sup>および送信者の電子的な証明書に記載の有効期間を参照して、検証処理時点における電子的な証明書の有効性を確認

以上

□本件に関するお問い合わせ先  
一般財団法人 建設業振興基金  
経営基盤整備支援センター 情報化推進室  
竹中、浜津、帆足 TEL 03-5473-4573

<sup>1</sup>失効情報: CI-NET が利用している CI-Standard サービス 2 のリポジトリでは、失効情報等を公開している。[https://rep.cistd.com/cis2/cis\\_crl.crl](https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.crl)

CI-Standard サービス 2: 日本電子認証株式会社が提供する電子証明書発行サービス。  
<http://www.ninsho.co.jp/cis/index.html>